

岩手県告示第903号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年12月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釜石市両石町第1地割66の5から66の10まで、66の13、66の16から66の19まで
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため